

## 前田野目農村運動公園利用のお願い

令和4年4月11日以降、庄内町から施設の利用制限について要請を受け利用制限を行ってきたが、町の利用制限の解除を受け、次のとおりとします。

1 解除日 令和4年6月1日（水）

2 利用される方へのお願い

(1) 管理事務所を利用される方は感染予防のため、下記のとおりご協力をお願いします。

- ・ 不織布マスクを外さなければならない場合以外は、不織布マスクを常時着用する。
- ・ 咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方の入館（使用）を控える。
- ・ 施設入口設置のアルコール消毒液で手指を除菌した後に入館（使用）する。
- ・ 管理事務所内を利用する場合は、クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用とセルフ消毒の徹底へのご協力をお願いします。

具体的には、以下の5つです。

- ・ 密閉を避ける

ドアや窓を開けて、1時間に1～2回程度の定期的な換気を行う。

- ・ 密集を避ける

利用者間の身体的距離を2m以上確保する。

- ・ 密接を避ける

近距離での会話を控える。

- ・ セルフ消毒の徹底

使用開始前に除菌用薬剤・キッチンタオル等を受け取り、使用する部屋の机、椅子のふき取り作業を行う。使用後もふき取り作業を行い、作業終了後に除菌用薬剤等を事務室に返還する。

- ・ 団体利用の場合の入館者名簿の提出は不要とする。

3 職員による感染リスク低減のための措置

(1) 職員は、検温等の健康管理並びに不織布マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。

(2) 管理事務所及び外トイレのドアノブ、手すり、スイッチ等の共有部分をこまめに消毒する。